

創業者向け空き店舗活用事業補助金

市では、空き店舗を活用して創業する方を対象として、施設の改装費用の一部を補助します。 ※詳細は、市ホームページ(記事ID:1652)をご覧ください。

申請方法 10月30日の午後5時15分(必着)までに郵送または直接 商工観光課商工労政係(市役所3階)へ

新築・増築の調査に伺います

新築・増築したときは

市では、新築または増築された家屋(住宅、店舗、工場、車庫、物置等)の調査を行っています。 この調査は、令和3年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するための調査で、2年中に新築・増築された、すべての家屋が対象となります。

家屋を取り壊したときは

家屋の全部または一部を取り壊した方は、所有者の住所・氏名・家屋調査済証に記載された番号(不明な場合は、所在地番・種類・構造・床面積等)をご連絡ください。 資産税課家屋係

スマートフォン決済で市税等が納付できます

スマートフォン決済とは

スマートフォン決済とは、スマートフォンアプリを使い、スマートフォンやタブレット端末から納付書に印字されている「コンビニ収納用バーコード」を読み取り、市税等を電子納付できるサービスです。 市では、10月から、市税等の納付方法として、「Pay B(ペイビー)」に加え、「LINE Pay(ラインペイ)請求書支払い」、「楽天銀行コンビニ支払サービス」によるスマートフォン決済を開始します。

対象税目等

▽市都民税(普通徴収分)
▽固定資産税・都市計画税
▽軽自動車税
▽国民健康保険税(普通徴収分)
▽後期高齢者医療保険料(普通徴収分)
▽介護保険料(普通徴収分)
▽廃棄物処理手数料(し尿、粗大)
その他
▽コンビニ収納用バーコードが印刷されていない納付書では納付できません。

中小企業を支援 おうめものづくり等支援事業(2次募集)

市内の中小企業の方を支援する「おうめものづくり等支援事業」を実施しています。令和2年4月1日以降の事業を対象に今年度の2次募集を行います。

※詳細は、市ホームページ(記事ID:306)をご覧ください。
※交付の可否は、おうめものづくり支援事業専門家会議を経て決定します。
※今年度、すでに交付決定を受けた事業メニューへの申請はできません。

対象 次のいずれかに該当する事業者
▷中小企業…市内に住所(個人)、所在地(法人)があり、かつ、市内に営業の本拠を有する中小企業の方(表1参照)
▷中小企業グループ…市内の中小企業者を中心となったグループ
対象事業 表2・3参照
申請に必要な書類 表4参照
申請方法 10月30日(必着)までに申請書に必要書類を添付し、郵送で商工観光課商工労政係へ
※持参も可

表1 中小企業の範囲(信用保証協会の保証ができる業種に限ります)

Table with 3 columns: 業種, 資本金・出資の総額, 常時使用する従業員数. Rows include 製造業その他, 卸売業, 小売業, サービス業, ゴム製品製造業, ソフトウェア業または情報処理サービス業, 旅館業.

表2 おうめものづくり支援事業(同一事業メニューの複数申請はできません)

Table with 5 columns: 事業区分, 事業メニュー, 具体的な内容, 助成内容, 対象. Rows include 新事業着手支援, 新製品・新技術開発支援, 産業財産・認証出願支援, 販売促進支援.

表3 おうめひとづくり支援事業(同一事業メニューの複数申請はできません)

Table with 5 columns: 事業区分, 事業メニュー, 具体的な内容, 助成内容, 対象. Rows include 人材確保・育成支援, 企業間交流支援, 販売促進支援.

表4 申請に必要な書類

Table with 3 columns: 申請書, 法人, 個人事業主, 中小企業グループ. Rows include 申請書, 市税納税証明書, 事業者(中小企業)であることを証するもの.

※「新製品・新技術開発支援」に申請する場合は、11月下旬開催予定の審査会でプレゼンテーションを行うため、プレゼンテーション資料12部も提出